

事例 1

鳥取県のアルコール健康障害対策の取組 ～アルコール健康障害対策推進計画策定について～

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

1. 鳥取県アルコール健康障害対策推進計画について

鳥取県では、平成28年3月24日に鳥取県アルコール健康障害対策推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定し、この4月からスタートしました。県推進計画策定のきっかけとなったのは、鳥取県断酒会がアルコール健康障害対策基本法の成立前（平成25年8月）と成立後（平成26年5月）に知事へ要望したこと、断酒会員である鳥取県議会議員が自らの依存症体験を基にした県議会での一般質問（平成26年6月）を行い、それに対し、「国に先駆けて計画を作る。」と知事が答弁したことが大きな要因となりました。県推進計画策定に向けて、平成26年9月に医師、薬剤師、酒類事業者、民生委員、断酒会、刑務所、保護観察所等で構成される鳥取県アルコール健康障害対策会議（委員14名）（以下「対策会議」という。）を立ち上げました。同年10月に第1回対策会議を開催し、鳥取県のアルコール健康障害にかかる現状・課題等を委員で共有をした上

で、2回目以降の対策会議で県推進計画（案）を基に、医療、教育等の立場からそれぞれ意見を出し合い、計画の肉付けを行いました。（対策会議は計4回開催しました。）その後、計画（案）について、パブリックコメントを実施し、県推進計画を策定しました。



（断酒会の知事への要望）



（対策会議の様子）

県推進計画は、(1)はじめに、(2)計画の位置付け、(3)計画期間、(4)計画の考え方、(5)本県の状況、(6)中間目標、(7)取組の方向性、(8)取組の具体的内容の8項目により編成し、鳥取県の現状や目標、取組内容などの内容を掲載しています。

県推進計画の取組として目玉となるのが「アルコール健康障害支援拠点機関（以下「拠点」という。）」の設置です。アルコール健康障害について総合的かつ専門的に相談支援や治療等に関わる機関として、県内の精神科病院を「拠点」に指定し、アルコール健康障害に対する専門的な医療を提供します。また、アルコール健康障害について専門的な知見を有する「相談支援コーディネーター」を配置して相談対応を行い、相談者に対し課題解決に向けた生活支援策等の提案や関係機関との連絡調整等を行います。さらに、「相談支援コーディネーター」は、アルコール健康障害について出前講座、研修会等を開催し、普及啓発を行います。「拠点」に相談すれば、適切な支援に繋がる体制の構築を図ります。

そのほかの取組としてアルコール健康障害の①発生予防（1次予防）、②進行予防（2次予防）、③再発予防（3次予防）の各段階に応じた対策を行います。

○発生予防（一次予防）

教育の振興（小学校、中学校、高校、大学等における普及啓発の強化）、不適切な飲酒への対策（節度ある適度な飲酒を推進する運動の実施、酒類の適切な提供と少年補導、不適切な飲酒が招く問題への対策）、普及啓発（県民向けアルコール健康障害の普及啓発）など。

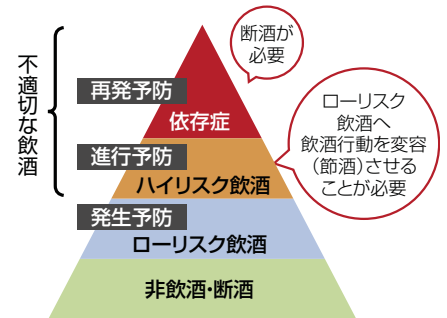
○進行予防（二次予防）

アルコール医療の推進と連携強化（精神科医とかかりつけ医及びかかりつけ薬局の連携強化）、健康診断及び保健指導（アルコール健康障害の早期発見・早期介入、研修及び研修）、飲酒運転対策（運転免許更新を活用した早期発見、飲酒運転の根絶に向けた取組との連携）、自死対策との連携（自死対策におけるアルコール健康障害対策の推進）、相談支援の充実（相談機能強化、民生委員・保護司等に対する研修）など。

○再発予防（3次予防）

アルコール医療の推進と連携強化、社会復帰の支援（アルコール健康障害のある方の社会復帰支援）、相談支援の充実（拠点による支援、民生委員・保護司等に対する研修）、人材の確保等（アルコール健康障害普及啓発相談員の育成）など。

今後は、この計画に基づき、行政機関、教育機関、医療機関、酒類事業者、福祉機関と連携を図り、アルコール健康障害対策について取組を行います。



【飲酒者の構造とその予防策】

2. 今後の推進計画に対するフォローアップを含めた事業について

平成 28 年度の主な事業内容

○アルコール健康障害支援拠点機関の設置

平成 28 年 5 月に社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院（鳥取市）を拠点として指定。看護師等資格を有する相談支援コーディネーターを配置。

（相談体制）平日の 9 時から 17 時まで本人・家族・かかりつけ医等からの相談支援を行う。

（治療体制）医療相談室と外来看護師が連携し、アルコール初診枠を調整。相談の段階で、診断や介入の希望か通院か、入院希望かなどの一定の振り分けを行う。

（研修会）平成 28 年度は医療、保健、福祉従事者等を対象に研修会を 3 回開催予定。動機づけ面接法研修会、依存症患者への集団療法研修会、家族相談（※CRAFT）研修会を予定している。出前講座は要請があれば、その都度実施。

※CRAFT・・・依存症の家族を対象としたプログラム

○啓発フォーラムの開催

アルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。フォーラムは平成 26 年度から開催をしており、平成 28 年度は、11 月 12 日（土）に、ひがし布施クリニック理事長兼院長辻本氏の基調講演、当事者体験談、女優東ちづる氏のゲストトークを行う。

○2次医療圏における研究会の開催

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催

○かかりつけ医等の依存症対応力向上事業

一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。

○鳥取県アルコール健康障害対策会議

県推進計画の進捗状況を確認し、県の施策等について諮問、審査を行う。

○普及啓発相談員

アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。

○研修受講

多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムが実施できる人材を育成する研修に参加する。

事例 2

北海道における取組

～アルコール、薬物、ギャンブルなどの種別をこえた「依存症支援」～

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1. 平成 22・23 年度 地域依存症対策推進モデル事業
～精神保健福祉センター主導による依存症理解へ

北海道における依存症の課題として、専門医療機関、回復施設及び自助グループ等の社会資源（特に地方の資源）が不足かつ偏在しており、回復に必要な支援が継続的に得られない実態があった。

そこで、渡島地域（2市7町 人口約 38 万人 面積 2,670.6km²（参考：佐賀県 2,440.64km²）、精神科病院 7 カ所）をモデル地域とし、依存症対策推進モデル事業を実施することとした。

本地域の選定理由は、アルコール依存症治療を専門とする医療機関が少なく、管外の専門医療機関で治療し退院してもすぐに再飲酒してしまう傾向があったためである。平成 22・23 年度には、道立精神保健福祉センターが主導し、関係者会議、依存症集団ミーティング、依存症支援者学習会等のモデル事業を実施した。

しかし、平成 24 年度に、行政機関、医療機関、自助団体などの参加機関に聴き取り調査を行ったところ、「積極的に依存症治療を行う医療機関が無い実態の改善には繋がらなかった。」「各事業の企画者の意図が十分に理解できず受動的参加にとどまった。」という感想もあり、相談実績の増加もみられなかった。とはいえ「社会資源の理解」「関係機関のつながり」ができたことは評価され、顔見知りの関係になったことで、ネットワークの礎が築かれた。

2. 平成 24 年度 地域依存症対策支援事業のスタートへ～次の一步をどこに踏み出すか

～平成 24 年度は、道立精神保健福祉センターの所長をはじめ、渡島保健所担当者と話し合いを重ね、事業の評価や取組の方向性を検討した。その中で、精神保健福祉センターから提案された目標は、事業開始当初から描いていた「依存症の種別を問わず参加できる合同ミーティング」を実現することであった。この形式の利点は、各自助グループの弱体化や高齢化などを背景に、依存種別を問わず開催することにより、アルコール、薬物、ギャンブル、買い物依存などさまざまな対象者が参加でき、実現可能性が高まる点である。

また、この新たな取組が地域に根付くためには、渡島保健所だけでなく、中核市である函館市や保護観察所と協働することが必須であることを共通認識した。これまでの体験では、精神保健福祉センターが主導で行った結果、地域の機関が受け身的になることから、地元の保健所や市町村、保護観察所など、問題意識を持った組織が主体的に事業に参画する必要があることがあった。

しかし、合同ミーティングには否定的な意見もあった。そこで、学びを深める必要があるとし、精神保健福祉センターの紹介により、合同ミーティングの先駆者である秋田大学大学院 米山奈奈子教授を招き、研修を開催した。その結果、関係機関の理解と協力が得られ、函館市の施設を活用するとともに、周知などを協働して行うこととなった。さらに、地域依存症対策推進委員会（事務局：精神保健福祉センター）においても、渡島地域での実施のあり方として、「当事者と家族を分けて実施するか否か」「当事者の主体性の尊重」「グループの運営手法」等について活発に意見交換することにより、有るべき姿や方向性を模索した。

3. 平成 25 年度以降 地域依存症対策支援事業～地域関係者とのコラボレーション

平成 25 年 7 月、依存種別を問わず、当事者、家族、支援者が参加可能である合同ミーティング「依存症を考えるつどい」（以下つどい）が開始した。函館市内の会場で、陽の当たる居心地のよい部屋を提供していただき、

